

各 位

平成13年12月4日

会 社 名	株 式 会 社 カ プ コ ン
代表者の役職氏名	代表取締役社長 辻 本 憲 三 (コード番号 9697 東証・大証1部)
問 い 合 わ せ 先	取 締 役 副 社 長 大 島 平 治
T E L	0 6 (6 9 2 0) 3 6 0 5 (代 表)

無担保転換社債発行に関するお知らせ

平成13年12月4日開催の当社取締役会において、130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債（転換価額下方修正条項および転換社債間限定同順位特約付）および130%コールオプション条項付第5回無担保転換社債（転換価額下方修正条項および転換社債間限定同順位特約付）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債

(転換価額下方修正条項および転換社債間限定同順位特約付)

- | | |
|----------------|--|
| 1. 社 債 の 名 称 | 株式会社カプコン130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債
(転換価額下方修正条項および転換社債間限定同順位特約付) |
| 2. 発 行 総 額 | 金100億円 |
| 3. 各 社 債 の 金 額 | 金100万円の1種 |
| 4. 社 債 券 の 形 式 | 無記名式利札付に限る。(ただし、利率が年0.0%に決定した場合、「無記名式に限る。」とする) |
| 5. 発 行 価 額 | 額面100円につき金100円 |
| 6. 償 還 価 額 | 額面100円につき金100円
ただし、14.(4)または14.(5)に定める繰上償還の場合は、それぞれ14.(4)または14.(5)に定める価額による。 |
| 7. 利 率 | 未定(0.0%を仮条件とする)
利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成13年12月11日(火)開催予定の取締役会において決定する。 |
| 8. 償 還 期 限 | 平成19年 3月30日(金)【5年債】 |
| 9. 募 集 開 始 日 | 平成13年12月12日(水) |
| 10. 申 込 期 日 | 平成13年12月19日(水) |
| 11. 払 込 期 日 | 平成13年12月20日(木) |
| 12. 募 集 方 法 | 一般募集 |
| 13. 転換に関する事項 | |

(1) 転換価額

本社債の転換により発行する当社の普通株式1株の発行価額(以下転換価額という)は、平成13年12月11日(火)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に1.15を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げる。なお、上記の計算の結果算出される転換価額が2,950円を下回るときは、本社債の発行を中止する。

(2) 転換価額の下方修正

平成16年2月4日(以下第一決定日という)および平成18年2月8日(以下第二決定日という)まで(各々当日を含む)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない)がある各20連続取引日の当該普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未

ご注意：この文書は、当社が第4回無担保転換社債および第5回無担保転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。また、お客様自身の判断でなさるようお願いいたします。

満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた金額)が、各決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、上記(1)に定める転換価額は上記計算の結果算出された金額と同一の金額に修正される。

上記の規定に関わらず、上記により修正された金額が、当初の転換価額の80パーセントを下回る場合には、当該80パーセントにあたる金額の1円未満を切り上げた金額を、修正後の転換価額とする。ただし、当初の転換価額が各決定日までに下記(3)により調整された場合には、当該調整後の転換価額(上記により修正された金額は考慮しない)を当初の転換価額とみなす。

上記およびにより修正された転換価額は、第一決定日に決定した転換価額の修正については平成16年2月23日、第二決定日に決定した転換価額の修正については平成18年2月27日(以下それぞれ効力発生日という)以降、これを適用する。

各決定日の翌日から各効力発生日までの間に、下記(3)に定める転換価額の調整が行われる場合には、上記ないしによる修正が各決定日に効力が生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額を各効力発生日以降に有効な転換価額とする。

(3) 転換価額の調整

当社は、本社債の発行後、下記ないしに掲げる各事由により当社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、転換価額を次に定める算式(以下転換価額調整式という)をもって調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(転換権(下記に定義される)または新株引受権(下記に定義される)の行使により発行する場合を除く)。

株式分割により普通株式を発行する場合。

転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる権利(以下転換権という)を付与された証券を発行する場合。

転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の新株を引受ける権利(以下新株引受権という)を付与された証券を発行する場合。

(4) 転換価額中資本に組入れない額

上記(1)によって決定される転換価額(ただし、上記(2)によって修正された場合は修正後の転換価額、また、上記(3)によって調整された場合は調整後の転換価額)から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、転換価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げる。

(5) 転換により発行する株式の内容

当社普通株式

(6) 転換請求期間

平成14年2月1日(金)から平成19年3月29日(木)まで(繰上償還の場合には、当該償還日の前銀行営業日まで)

ただし、償還期日を経過した本社債ならびに本社債額面金額の一部および利息については、その転換を請求することができない。

(7) 転換請求受付場所

名義書換代理人事務取扱場所 東洋信託銀行株式会社大阪支店証券代行部

(8) 転換請求取次場所

株式会社富士銀行、大和証券エスエムピーシー株式会社ほか

(9) 転換の効力

本社債の転換の効力は、転換請求に要する書類が転換請求受付場所に到着したときに発生する。

ご注意：この文書は、当社が第4回無担保転換社債および第5回無担保転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。また、お客様自身の判断でなさるようお願いいたします。

(10) 転換により発行された株式に対する配当

本社債の転換により発行された当社の普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(11) 株券の交付方法

当社は、転換の効力発生後すみやかに株券を発行する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

(12) 転換により発行する株式数

本社債の転換により発行する当社の普通株式の株式数は、次のとおりとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{各社債権者が転換請求のために提出した本社債額面金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に相当する本社債額面金額を額面100円につき金100円の割合で償還する。ただし、円位未満の金額は、これを1円に切り上げる。

14. 償還の方法

- (1) 本社債の元金は、平成19年3月30日にその総額を償還する。ただし、本社債の買入消却および繰上償還に関しては、下記(3)ないし(8)に定めるところによる。
- (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
- (4) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本社債の全部を額面100円につき次の金額で繰上償還することができる。

平成13年12月21日から平成14年3月31日まで	金105円
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	金104円
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	金103円
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	金102円
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	金101円
平成18年4月1日から平成19年3月29日まで	金100円

(5) 130%コールオプション条項

当社は、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない）がある20連続取引日にわたり当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の130パーセント以上であった場合、平成14年2月1日以降いつでもその時点において未償還の本社債の全て（一部は不可）を繰上償還することができる。この場合の償還価額は額面100円につき金100円とする。

- (6) 当社が上記(4)の規定により本社債を償還しようとするときは、当社は当該償還日の少なくとも2か月前にその旨ならびにその金額および期日その他必要事項を書面にて社債管理会社に通知し、かつ、当該償還日の少なくとも1か月前に必要な事項につき公告を行う。
- (7) 当社が上記(5)の規定により本社債を償還しようとするときは、当社は上記(5)に定める20連続取引日の最終日から7日以内に書面により、繰上償還しようとする旨その他必要事項を社債管理会社に通知し、上記(5)に定める20連続取引日の最終日から15日以内かつ当該償還日に先立つ30日以上60日以下の期間内に償還に必要な事項につき公告を行う。
- (8) 当社は、上記(4)または(5)の規定により繰上償還を行う場合で、上記(6)または(7)に定める公告を行った後は、これを取り消すことはできない。

15. 利 払 日 毎年3月31日および9月30日

16. 元 金 支 払 場 所 株式会社富士銀行、大和証券エヌエムビーシー株式会社ほか

ご注意：この文書は、当社が第4回無担保転換社債および第5回無担保転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧ください。また、お客様自身の判断でなさるようお願いいたします。

17. 担保・保証 本社債には物上担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
18. 財務上の特約 本社債には一定の「担保提供制限」、「担付切換」および「利益維持」が付されている。
19. 社債管理会社 株式会社富士銀行（代表）、株式会社東京三菱銀行、株式会社東海銀行
20. 引受会社 大和証券エスエムビーシー株式会社（代表）、日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社および国際証券株式会社を幹事とする引受証券団
21. 申込取扱場所 引受会社の本店および国内各支店
22. 登録機関 株式会社富士銀行
23. 取得格付 B B B（株式会社格付投資情報センター）
24. その他本社債発行に関し必要な事項は、今後の取締役会において決定するほか、代表取締役社長に一任する。
25. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

1. 3. 0%コールオプション条項付第5回無担保転換社債

（転換価額下方修正条項および転換社債間限定同順位特約付）

1. 社債の名称 株式会社カブコン1.3.0%コールオプション条項付第5回無担保転換社債（転換価額下方修正条項および転換社債間限定同順位特約付）
2. 発行総額 金150億円
3. 各社債の金額 金100万円の1種
4. 社債券の形式 無記名式利札付に限る。（ただし、利率が年0.0%に決定した場合、「無記名式に限る。」とする）
5. 発行価額 額面100円につき金100円
6. 償還価額 額面100円につき金100円
ただし、14.(4)または14.(5)に定める繰上償還の場合は、それぞれ14.(4)または14.(5)に定める価額による。
7. 利率 未定（0.0%を仮条件とする）
利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成13年12月11日（火）開催予定の取締役会において決定する。
8. 償還期限 平成21年3月31日（火）【7年債】
9. 募集開始日 平成13年12月12日（水）
10. 申込期日 平成13年12月19日（水）
11. 払込期日 平成13年12月20日（木）
12. 募集方法 一般募集
13. 転換に関する事項
- (1) 転換価額 本社債の転換により発行する当社の普通株式1株の発行価額（以下転換価額という）は、平成13年12月11日（火）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に1.075を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げる。なお、上記の計算の結果算出される転換価額が2,950円を下回るときは、本社債の発行を中止する。
- (2) 転換価額の下方修正 平成16年2月4日（以下第一決定日という）および平成18年2月8日（以下第二決定日という）まで（各々当日を含む）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない）がある各20連続取引日の当該普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた金額）が、各決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、上記(1)に定める転換価額は上記計算の結果算出された金額と同一の金額に修正される。
上記の規定に関わらず、上記により修正された金額が、当初の転換価額の80パーセントを下回る場合には、当該80パーセントにあたる金額

ご注意：この文書は、当社が第4回無担保転換社債および第5回無担保転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧いただいたうえで、お客様自身の判断でなさるようお願いいたします。

の1円未満を切り上げた金額を、修正後の転換価額とする。ただし、当初の転換価額が各決定日までに下記(3)により調整された場合には、当該調整後の転換価額(上記により修正された金額は考慮しない)を当初の転換価額とみなす。

上記およびにより修正された転換価額は、第一決定日に決定した転換価額の修正については平成16年2月23日、第二決定日に決定した転換価額の修正については平成18年2月27日(以下それぞれ効力発生日という)以降、これを適用する。

各決定日の翌日から各効力発生日までの間に、下記(3)に定める転換価額の調整が行われる場合には、上記ないしによる修正が各決定日に効力が生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額を各効力発生日以降に有効な転換価額とする。

(3)転換価額の調整

当社は、本社債の発行後、下記ないしに掲げる各事由により当社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、転換価額を次に定める算式(以下転換価額調整式という)をもって調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(転換権(下記に定義される)または新株引受権(下記に定義される)の行使により発行する場合を除く)。

株式分割により普通株式を発行する場合。

転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる権利(以下転換権という)を付与された証券を発行する場合。

転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の新株を引受ける権利(以下新株引受権という)を付与された証券を発行する場合。

(4)転換価額中資本に組入れない額

上記(1)によって決定される転換価額(ただし、上記(2)によって修正された場合は修正後の転換価額、また、上記(3)によって調整された場合は調整後の転換価額)から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、転換価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げる。

(5)転換により発行する株式の内容

当社普通株式

(6)転換請求期間

平成14年2月1日(金)から平成21年3月30日(月)まで(繰上償還の場合には、当該償還日の前銀行営業日まで)

ただし、償還期日を経過した本社債ならびに本社債額面金額の一部および利息については、その転換を請求することができない。

(7)転換請求受付場所

名義書換代理人事務取扱場所 東洋信託銀行株式会社大阪支店証券代行部

(8)転換請求取次場所

株式会社富士銀行、日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社ほか

(9)転換の効力

本社債の転換の効力は、転換請求に要する書類が転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(10)転換により発行された株式に対する配当

本社債の転換により発行された当社の普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになさ

ご注意：この文書は、当社が第4回無担保転換社債および第5回無担保転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。お客様自身の判断でなさるようお願いいたします。

れたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(11)株券の交付方法 当社は、転換の効力発生後すみやかに株券を発行する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

(12)転換により発行する株式数

本社債の転換により発行する当社の普通株式の株式数は、次のとおりとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{各社債権者が転換請求のために提出した本社債額面金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に相当する本社債額面金額を額面100円につき金100円の割合で償還する。ただし、円位未満の金額は、これを1円に切り上げる。

14. 償還の方法

- (1) 本社債の元金は、平成21年3月31日にその総額を償還する。ただし、本社債の買入消却および繰上償還に関しては、下記(3)ないし(8)に定めるところによる。
- (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
- (4) 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本社債の全部を額面100円につき次の金額で繰上償還することができる。

平成13年12月21日から平成14年3月31日まで	金107円
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	金106円
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	金105円
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	金104円
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	金103円
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	金102円
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	金101円
平成20年4月1日から平成21年3月30日まで	金100円

(5)130%コールオプション条項

当社は、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない）がある20連続取引日にわたり当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の130パーセント以上であった場合、平成14年2月1日以降いつでもその時点において未償還の本社債の全て（一部は不可）を繰上償還することができる。この場合の償還価額は額面100円につき金100円とする。

- (6) 当社が上記(4)の規定により本社債を償還しようとするときは、当社は当該償還日の少なくとも2か月前にその旨ならびにその金額および期日その他必要事項を書面にて社債管理会社に通知し、かつ、当該償還日の少なくとも1か月前に必要な事項につき公告を行う。
- (7) 当社が上記(5)の規定により本社債を償還しようとするときは、当社は上記(5)に定める20連続取引日の最終日から7日以内に書面により、繰上償還しようとする旨その他必要事項を社債管理会社に通知し、上記(5)に定める20連続取引日の最終日から15日以内かつ当該償還日に先立つ30日以上60日以下の期間内に償還に必要な事項につき公告を行う。
- (8) 当社は、上記(4)または(5)の規定により繰上償還を行う場合で、上記(6)または(7)に定める公告を行った後は、これを取り消すことはできない。

15. 利 払 日 毎年3月31日および9月30日

16. 元利金支払場所 株式会社富士銀行、日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社ほか

17. 担 保 ・ 保 証 本社債には物上担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

ご注意：この文書は、当社が第4回無担保転換社債および第5回無担保転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧ください。また、お客様自身の判断でなさるようお願いいたします。

18. 財務上の特約 本社債には一定の「担保提供制限」、「担付切換」および「利益維持」が付されている。
19. 社債管理会社 株式会社富士銀行（代表）、株式会社東京三菱銀行、株式会社東海銀行
20. 引受会社 日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社（代表）、大和証券エスエムビーシー株式会社および国際証券株式会社を幹事とする引受証券団
21. 申込取扱場所 引受会社の本店および国内各支店
22. 登録機関 株式会社富士銀行
23. 取得格付 B B B（株式会社格付投資情報センター）
24. その他本社債発行に関し必要な事項は、今後の取締役会において決定するほか、代表取締役社長に一任する。
25. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社が第4回無担保転換社債および第5回無担保転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧ください。また、お客様自身の判断でなさるようお願いいたします。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

手取概算額24,400百万円は、ゲームソフト開発資金に14,400百万円、アミューズメント設備資金に2,000百万円および借入金返済資金に8,000百万円を充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 会社収益への影響

当社の基幹事業であるゲームソフト開発に資金投入することにより、開発戦略の拡充を行なうとともに、アミューズメント施設への投資は集客力のアップ等活性化が見込まれ、また借入金の返済によりキャッシュフローの改善を図ることで、収益向上に寄与するものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと考えており、財務構造や将来の事業転換を勘案しつつ、必要な内部留保を確保し、安定配当の継続を基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記(1)の基本方針にもとづき、平成13年3月期には、1株につき年20円(中間配当金1株につき10円を含む)の配当を実施しております。
その結果、配当性向は41.8%、株主資本利益率は4.4%となっております。

(3) 内部留保資金の使途

今後の事業展開や経営環境の変化に備え、財務体質の強化を図りつつ、ゲームソフト開発の原資や継続的かつ安定配当などの財源とする予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成11年3月期	平成12年3月期	平成13年3月期
1株当たり当期純利益	39.6円	118.3円	50.1円
1株当たり年間配当金	20.0円	20.0円	20.0円
実績配当性向	50.0%	17.1%	41.8%
株主資本利益率	3.3%	8.5%	4.4%
株主資本配当率	1.7%	1.3%	1.7%

(注)1. 株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当総額を当該決算期末の株主資本で除した数値であります。

3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社が第4回無担保転換社債および第5回無担保転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。また、お客様自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

なお、今回のファイナンスを実施することにより、直近（平成13年10月末現在）の発行済株式数に対する潜在株式の比率は17.5%となる見込みです。

- (注) 1. 潜在株式の比率は既に発行されている第3回無担保転換社債ならびに今回発行する第4回無担保転換社債および第5回無担保転換社債がすべて転換された場合に発行される株式数を直近の発行済株式数で除した数値であります。
2. 第3回無担保転換社債の償還日は平成17年9月30日であり、当該潜在株式数は、3,692,585株（潜在株式の比率は6.3%）であります。
3. 転換により発行される株式数は、今回発行する第4回無担保転換社債については、転換価額を3,991円（平成13年12月3日の東証終値3,470円の15%アップ）として計算し、また、第5回無担保転換社債については、転換価額を3,731円（平成13年12月3日の東証終値3,470円の7.5%アップ）として計算しております。発行済株式数は、58,435,217株（平成13年10月末現在）であります。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンス
該当事項はありません。

過去3決算期間の株価の推移

	平成11年3月期	平成12年3月期	平成13年3月期	平成14年3月期
始 値	(1,620円)	(1,500円)	(4,600円) 4,170円	3,580円
高 値	(1,920円)	(9,210円) (5,000円)	(5,100円) 4,360円	4,460円
安 値	(1,000円)	(1,455円) (4,200円)	(2,940円) 2,935円	2,400円
終 値	(1,500円)	(4,700円)	(3,600円) 3,580円	3,470円

- (注) 1. 株価推移については、平成12年10月18日に東証へ上場したことにより、平成12年10月17日以前は、大証の株価推移を()書しており、当該東証上場日以降は東証の株価推移であります。
2. 印は株式分割による権利落後の株価であります。
3. 平成14年3月期の株価については、平成13年12月3日現在で表示しております。

過去3決算期間の株価収益率および株主資本利益率の推移

	平成11年3月期	平成12年3月期	平成13年3月期
株 価 収 益 率	31.8倍	39.7倍	71.9倍
株 主 資 本 利 益 率	3.3%	8.5%	4.4%

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社が第4回無担保転換社債および第5回無担保転換社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧ください。また、お客様自身の判断でなさるようお願いいたします。